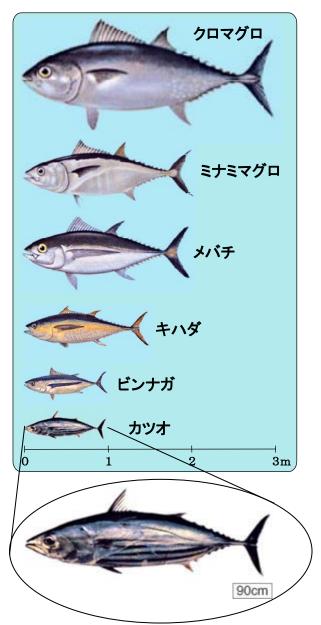
ワシントン条約と カツオ・マグロの資源管理

水產庁資源管理部審議官 宮原 正典

主要なかつお・まぐろの種類



資料:日本かつお・まぐろ漁業協同組合

クロマグロ(Bluefin Tuna):

地中海を含む大西洋、太平洋の主として北半球に分布。本マグロとも呼ばれ、マグロ類の中でも最高級品とされる。インド洋には分布しない。主に刺身に利用。

ミナミマグロ(Southern Bluefin Tuna):

南半球の高緯度海域を中心に分布。インドマグロとも呼ばれ、クロマグロに次ぐ高級品とされる。主に刺身に利用。

メバチ(Bigeye Tuna):

世界中の温帯から熱帯の海域に分布。目玉が大きくぱっちりしていることから目鉢マグロと呼ばれる。主に刺身に利用。

キハダ(Yellowfin Tuna):

メバチとほぼ同じ海域に分布。体色が黄色味がかっていることから黄肌マグロと呼ばれる。刺身及び缶詰に利用。

ビンナガ(Albacore):

世界中の海に広く分布する小型のマグロ。長い刀状の胸びれが特徴で油漬けの缶詰の原料になる。最近は刺身にも利用される。ビンチョウ、トンボとも呼ばれる。

カツオ(Skipjack):

世界中の海に広く分布し、特に南方水域では一年中獲られる。腹側に濃青色のしまが入っているのが特徴。かつおは用途が広く、刺身、タタキ、節、缶詰等に利用される。

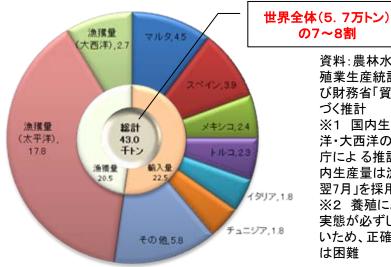
世界のまぐろ生産及び消費における我が国の地位

- 世界のまぐろ漁獲量の約14%を漁獲する世界一のまぐろ漁業国
- 一方、漁獲されたまぐろの約24%を消費する世界一のまぐろ消費国
- 高級まぐろの代表であるクロマグロでは、世界の漁獲・養殖量の7~8割を我が国で消費

■主要まぐろ類の国別漁獲量(2007年)

日本, 24.8 世界全体 その他, 37.9 の約14% ベネズ 米国, 台湾, 18.7 エラ, 3.2 総計 174.6 スリラン フィリピン 万トン カ, 4.1 17.5 中国,4.4 ギニア, パナマ,5.0 4.8 インドネシア、 エクアドル, メキシコ,7.1 韓国,8.0 資料:FAO統計及びWCPFC資料 5.3 フランス, 6.6

■我が国への国別クロマグロ供給量(2008年)

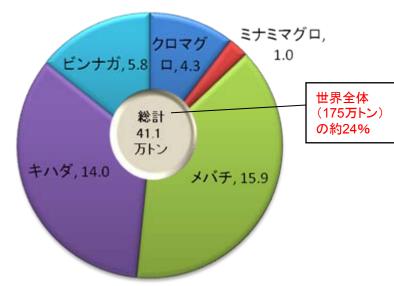


資料:農林水産省「漁業・養 殖業生産統計」(速報値)及 び財務省「貿易統計」に基 づく推計

※1 国内生産量の太平 洋・大西洋の区別は、水産 庁による推計(大西洋の国 内生産量は漁期年「8月~ 翌7月」を採用)

※2 養殖による増重量の 実態が必ずしも明らかでな いため、正確な割合の算出 は困難

■我が国への主要まぐろ類の魚種別供給量(2008年)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」 及び財務省「貿易統計」に基づく推計

■クロマグロ海域別供給量(2008年)

割合

. —	国内生産量	約17,800トン
太平洋	輸入量	約 3,800トン
. —	国内生産量	約 2,700トン
大西洋	輸入量	約18,700トン

海外におけるまぐろ養殖(蓄養)の輸入量の推移

養殖マグロ輸入量の推移(製品重量: チトン)



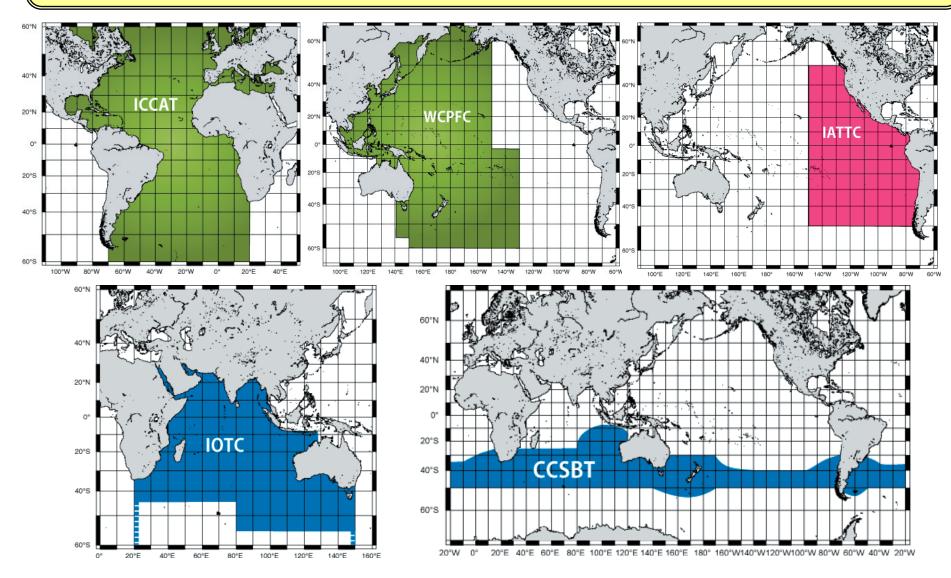
養殖マグロ輸入量の推移(国別、製品重量: 千トン)

魚種	海域	国	名	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008		
			スペイン	3.2	5.0	4.4	4.8	4.7	4.3	4.3	4.4	3.7	3.3	3.9		
		EU	マルタ	0.2	0.0	0.3	0.6	1.1	0.7	1.7	2.2	4.5	2.2	4.5		
			キプロス	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.7	1.1	0.8	0.7		
			EU	イタリア	1.1	1.3	1.4	0.8	0.9	1.2	0.6	1.1	2.7	2.8	1.8	
	地中海		ギリシャ	0.3	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.4	0.8	0.4	0.4		
			EU計	4.8	6.5	6.4	6.5	6.8	6.3	7.0	8.8	12.8	9.5	11.3		
クロマグロ		F J	ロ	_	_	-	1	0.3	1.6	2.8	2.8	3.2	3.4	2.3		
		クロアチア チュニジア	アチア	0.2	0.3	0.7	1.0	2.2	2.7	3.6	2.5	4.7	4.0	1.3		
	/ \\		0.7	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	0.7	1.3	1.7	1.8	1.8			
				パナ	マ*1	_	_	0.9	1.6	2.4	3.3	4.0	1.1	0.2	-	-
		地中	毎 計	5.7	7.3	8.5	9.6	12.0	14.4	18.1	16.5	22.6	18.7	16.7		
	太平洋	メキ	シコ	0.0	0.1	0.3	0.3	0.6	1.9	3.8	4.1	3.2	2.6	2.4		
	クロマグロ 計		5.7	7.4	8.8	9.9	12.6	16.3	21.9	20.6	25.8	21.3	19.1			
ミナミ	マグロ	オース	トラリア	6.3	7.0	7.8	8.2	8.2	6.4	9.7	8.7	8.6	8.4	7.0		
	合計		12.0	14.4	16.6	18.1	20.8	22.7	31.6	29.3	34.4	29.7	26.1			

資料:財務省貿易統計(国名及び魚種から養殖生産と推定)、WCPFC資料及びCCSBT資料 *1:パナマ籍船舶において船上加工されたもので、原料は地中海産の養殖クロマグロと推定

マグロ類地域漁業管理機関(RFMO)

- <u>5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟。</u>
- O RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ種々の資源管理措置を実施。
- 〇 <u>我が国にとって特に重要</u>なのは、<u>大西洋クロマグロ</u>を管理する<u>大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)</u>と<u>我が国排他的経済水域を管理する中西部太平洋マグロ類委員会(WCPFC)</u>。



絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)

(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

1. 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入 国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を 抑制して<u>絶滅のおそれのある野生動植物の保護</u> を図る。

2. 経緯

1973年 3月3日 採択(ワシントン(米国))

1975年 7月1日 発効

1980年11月4日 我が国加盟

3. 締約国

175か国(2009年8月現在)

4. 締約国会議(COP: Conference of Parties)

通常2年に1回開催。附属書改正提案 (proposals to amend Appendices)は、全体 (賛成・反対票の合計)の3分の2以上の賛成で 可決。

5. 主たる規制内容と対象水棲動物種

	附属書I	附属書Ⅱ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引に より影響を受けるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、 取引を厳重に規制しなければ絶滅のお それのある種となりうるもの
主な掲載水棲種	鯨類(<u>ミンククジラ等</u>) モンクアザラシ ジュゴン ウミガメ アジアアロワナ シーラカンス 等	鯨類(附属書 I 以外) ジンベイザメ(whale shark) ホホジロザメ(great white shark) ウバザメ(basking shark) ピラルクー タツノオトシゴ(seahorse) ヨーロッパウナギ 等
規制内容	商業目的の国際取引及び公海での 漁獲物の水揚げの禁止 (学術目的の取引も厳重に管理され、 科学的助言に基づく輸入国及び輸 出国当局発給の許可証が必要)	商業目的の国際取引及び公海での漁 獲物の水揚げも可能 (科学的助言に基づく輸出国当局発給 の許可証が必要)

注: 我が国は附属書 I の鯨類の多くと附属書 II の<u>下線</u>の種 を留保(附属書 I は II に、II は規制なしとの扱いとなる。)

第15回ワシントン条約締約国会議の結果

1. 開催日 : 平成22年3月13日~25日

2. 開催場所 : ドーハ(カタール)

3. 附属書改正提案: 大西洋クロマグロの附属書 I 掲載提案等

4. 結果:

- (1)18日午後の第1委員会において審議。冒頭、<u>モナコ</u>が大西洋クロマグロの<u>附属書 I 掲載提案の内容を説明</u>した後、<u>EUは</u>2011年5月まで附属書発効の<u>猶予期間を設ける等の条件を付す修正案</u>を提示。
- (2)<u>我が国は、</u>大西洋クロマグロは、大西洋まぐろ類保存国際委員会(<u>ICCAT</u>)<u>の下で適切に保存・管理すべき</u>こと、<u>附属書 I 掲載は、持続可能な利用及び持続可能な開発を否定</u>するものであること、自国の市場を有する<u>先進国</u>と市場を有さない<u>途上国との間で不公平</u>をもたらすものであること等を述べ、<u>附属書 I の掲載に反対</u>。
- (3) モナコ提案に対して、各国が意見を述べ、<u>米国、ノルウェー、ケニアが賛成</u>を表明した一方、<u>カナダ、韓</u>国、トルコ、モロッコ、ナミビア、グレナダ等が反対を表明。
- (4)<u>直ちに投票を行うべきとの動議が賛成多数で可決</u>された後、直ちに投票を実施(両提案とも秘密投票)。 投票の結果、<u>EU修正案は、賛成43票、反対72票、棄権14票で否決</u>(我が国は反対)。<u>モナコ提案は、賛成20票、反対68票、棄権30票で否決(</u>我が国は反対)。全体会合において右結果が勧告され、勧告のとおり<u>採択</u>。

今後の資源管理の取組について(農林水産大臣談話)

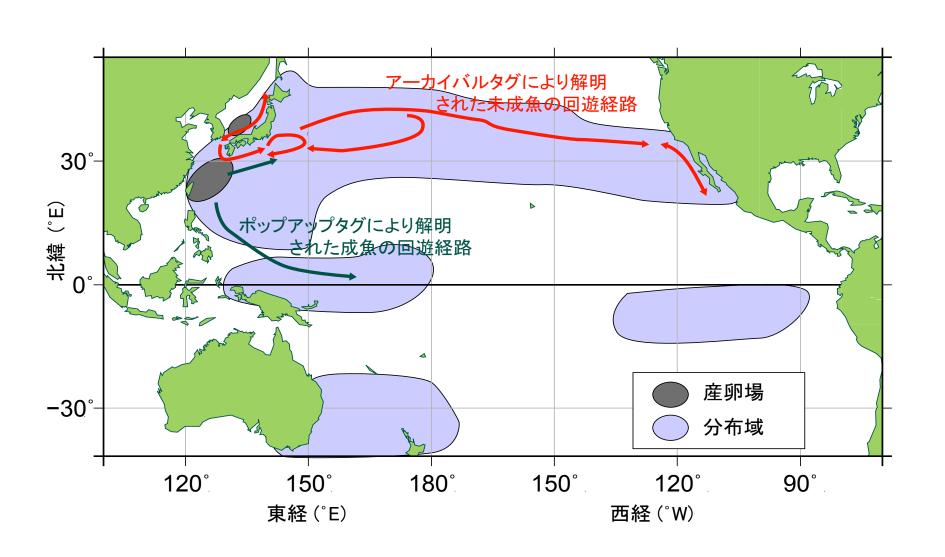
1 今回のワシントン条約締約国会議において、提案されていた大西洋クロマグロの附属書 I への掲載、宝石サンゴの附属書 Ⅱ への掲載等は見送られることになりました。

我が国は、持続的利用を図るべき漁業資源については、地域漁業管理機関が、科学的資源評価に基づき的確に資源管理を 行っていくことが最も適切であると考え、各国に対して働きかけを行ってきたところであり、この度の結果は、我が国の主張が理解 を得られたものと考えております。

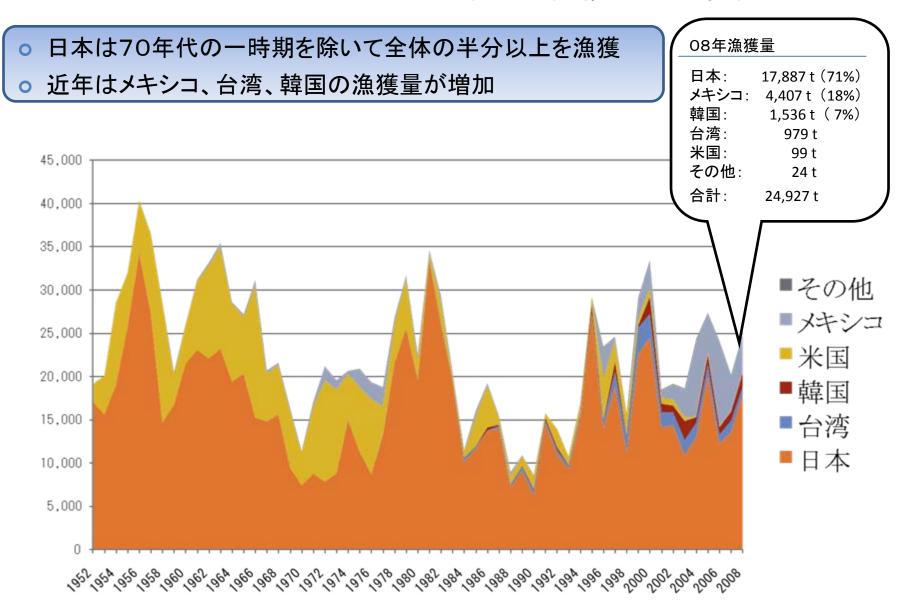
- 2 しかしながら、相当数の国が附属書への掲載を支持したのも事実であり、その背景には、これまでの地域漁業管理機関の資源 管理が十分な効果をあげていないのではないかという問題意識があるものと考えられます。
- 3 こうした状況を放置すれば、今後、大西洋クロマグロに限らず他の魚種もワシントン条約による規制の対象として提案される懸念もあります。
 - こうした懸念を払拭していくためには、各種の地域漁業管理機関及び各国の資源管理を十分な効果のあるものとしていくことが不可欠と考えます。
- 4 このため、我が国としては、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)をはじめ各種の地域漁業管理機関において科学的資源 評価を踏まえた的確な資源管理措置を決定し、各国がこれを確実に遵守する体制の確立に向けて、従来にもまして積極的なリー ダーシップを発揮し、開発途上国との連携・協力も強化しつつ、乱獲防止の先頭に立ちたいと考えております。
- 5 また、地域漁業管理機関のルールを遵守しない水産物については、一切輸入しない方針です。
- 6 更に、国際的なリーダーシップを発揮するには、我が国自らの資源管理を強化していくことが重要であり、資源管理に積極的に 取り組む漁業者に対する所得補償制度の導入に向けて検討を急いでまいります。
- 7 資源状態に悪影響を与えることのないクロマグロの完全養殖についても、その技術の確立と普及・定着に努めてまいります。
- 8 農林水産省といたしましては、水産資源を持続的に利用し、水産物の安定供給を確保できるよう、最善を尽くして参りますが、 国民の皆様におかれましても、今回の問題を食生活のあり方や限りある資源の利用のあり方を見直すきっかけとしていただければと思います。

平成22年3月25日 農林水産大臣 赤松 広隆

太平洋クロマグロの産卵場と分布域、電子標識によって明らかになった回遊パターン

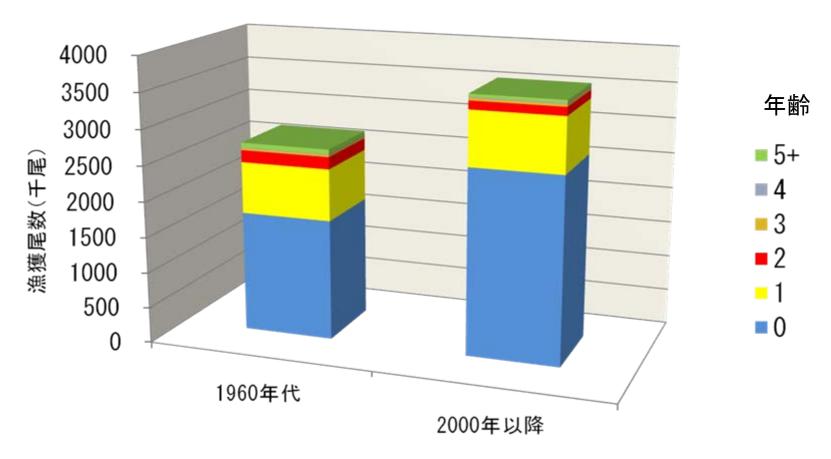


太平洋クロマグロの国別漁獲量の推移



太平洋クロマグロの年代別・年齢別漁獲尾数の変化

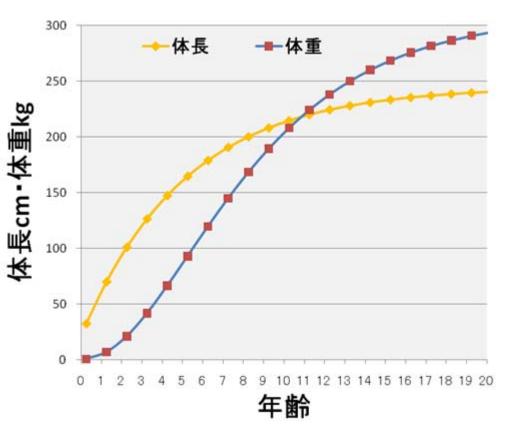
- 0歳の漁獲割合は60年代の63%から00年以降73%まで増加
- O-1歳の漁獲尾数の増加で全体の漁獲尾数も約3割増加



(出典)ISCによる資源評価の推定値(2009年7月)

体長・体重と年齢の関係

- 2kgのヨコワはO歳魚
- 3歳で一部が成熟開始、5歳で全てが成熟



(出典) Shimose et al. 2008の成長曲線を用いて10月1日の体長を 算出したのち, Kai 2007の体長-体重換算式で体重を算出 • 0歳: 32.2cm 0.7kg

• 1歳: 69.9cm 6.9kg

• 2歳:100.9cm 21.0kg

• 3歳:126.4cm 41.6kg

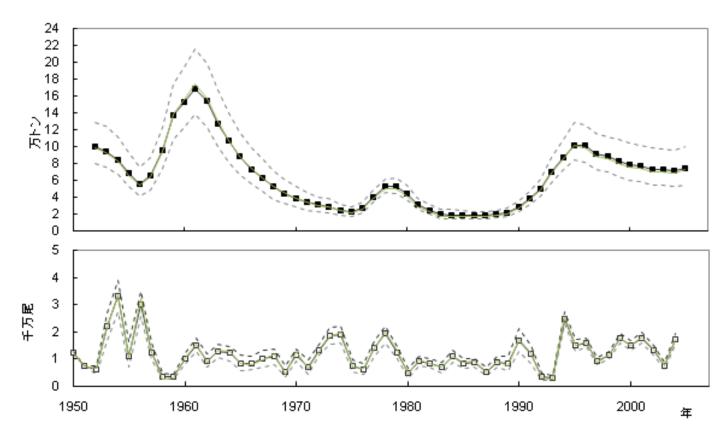
• 4歳:147.4cm 66.4kg

• 5歳:164.7cm 93.0kg (10月時点※)

※ 南西諸島での産卵時期は5~7月

親魚量と加入量の動向

- ・親魚量は近年は約7万トン
- ・加入は卓越年級が何度も繰り返し出現。近年は比較的良い加入が続いているが、現状以上の漁獲圧の増加が将来の資源水準の減少を引き起こす可能性が高いとの資源評価結果



2009年の資源評価で推定された太平洋クロマグロの産卵親魚量 (上図)、及び、加入量 (白抜きの四角、下図)

太平洋クロマグロの保存管理

昨年までの経緯

ISC(昨年7月) (北太平洋まぐろ類国際科学委員会)

- ●現在の良好な加入が止まれば資源水準は悪化に向かうおそれ
- ●未成魚(3歳以下)の漁獲圧が増加傾向
 - ・2002-2004年頃の水準よりも低い水準まで削減すべきとの主張(米国)



助言

WCPFC北小委員会(昨年9月)

- ●零細漁業を除き、2010年においてクロマグロを漁獲する努力量を2002-2004年に凍結
- ●上記に際し、未成魚(3才以下)を漁獲する努力量を2000-2004年水準に減少させることを考慮
- ●上記措置は韓国EEZには適用されないが、韓国から自国のクロマグロ漁業についての報告を受けて2 010年に再検討 動告

WCPFC年次会合(昨年12月)

●原案どおり採択

韓国による太平洋クロマグロの漁獲量及び 我が国の輸入量等

韓国のクロマグロの漁獲量

年	2006年	2007年	2008年	2009年
漁獲量	833t	1, 054t	1, 563t	

(資料)ISC9 Plenary Report

報告は、まき網によるもののみ

韓国からの生鮮冷蔵クロマグロの輸入量

年	2006年	2007年	2008年	2009年
輸入量	1, 007t	988t	1, 218t	918t
(うち博多税関扱い)	932t	962t	1, 154t	833t
(うち下関税関扱い)	74t	26t	63t	61t

(資料)財務省貿易統計

数値は、HS0302.35-000(クロマグロ生鮮冷蔵)

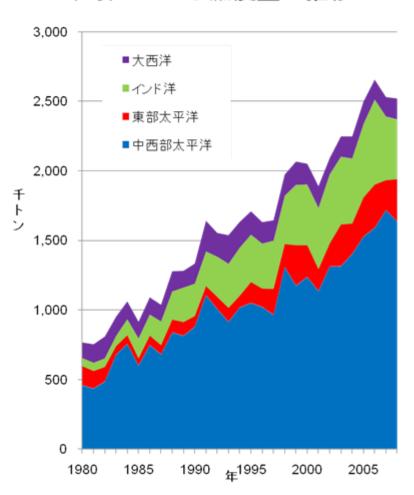
福岡市中央卸売市場における韓国産輸入クロマグロの取扱数量

年	2006年	2007年	2008年	2009年
取扱数量	740t	842t	1, 193t	882t

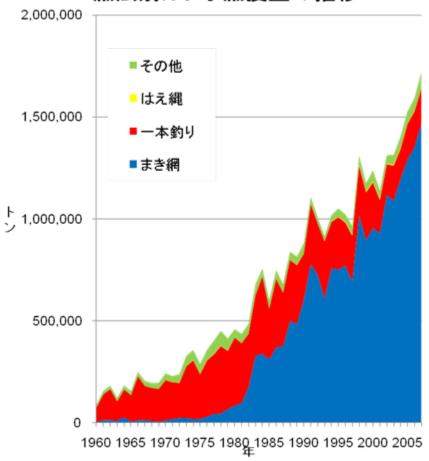
(資料)福岡市中央卸売市場年報ほか

カツオ漁獲量の推移

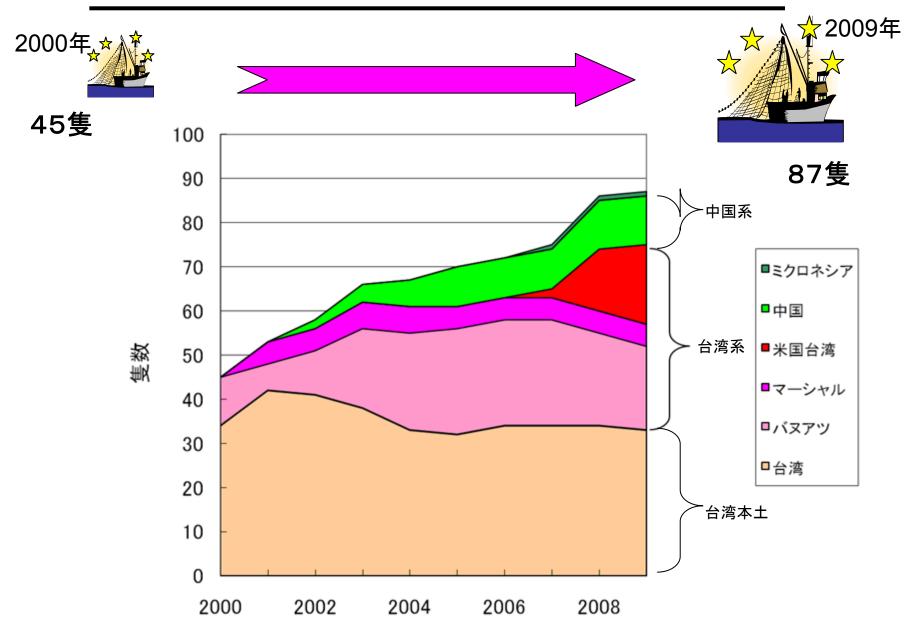
世界のカツオ漁獲量の推移



中西部太平洋海区における 漁法別カツオ漁獲量の推移



台湾・中国系FFA登録まき網漁船隻数の推移



クロマグロ関係主な国際会議の予定

2010年				
3月	CITES締約国会議(カタール) (大西洋クロマグロ附属書掲載問題)			
5~7月	マグロ地域漁業管理機関合同会合ワークショップ (スペイン、豪州) (監視取締、科学的助言、混獲、過剰漁獲問題の検討)			
7月	WCPFC科学者会合(カナダ) (資源管理目標の検討等)			
9月	WCPFC北小委員会(日本) (保存管理措置の部分見直し)			
12月	WCPFC年次会合(ミクロネシア) (保存管理措置の採択)			
	2011年			
7月	WCPFC科学者会合 (資源評価の全面見直し)			
9月	WCPFC北小委員会 (保存管理措置の全面見直し)			
12月	WCPFC年次会合 (保存管理措置の採択)			